

令和5年度 第1回 藤沢市介護保険運営協議会 質問回答一覧

議題(1) 令和4年度地域包括支援センター活動報告【資料1】

項目	質問等	質問者	回答								
1	<p>新規相談件数が増加する中で、地域別支援センター間の負荷の比較を「相談実人数／配置職員数」で見ると、藤沢東部は、169.2で最も高く、比較的比率の低い村岡、湘南大場小糸遠藤の90台前半と1.5倍以上の差があります。この比較では、単純に負荷の大きさが図れない場合も考えられますが、「負荷の差」があることは明確です。</p> <p>職員の配置基準をどのようにされておりますか。</p>	清水委員	<p>職員の配置基準につきましては、藤沢市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例にて、次のとおり定めております。</p> <p>第2条 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 保健師その他これに準ずる者 1人 (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人 (3) 主任介護支援専門員(介護支援専門員であって、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者(当該研修を修了した日(以下この号において「修了日」という。)から起算して5年を経過した者)にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。)をいう。)その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると藤沢市地域包括支援センター運営協議会において認められた場合における地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1189 954 2069 1197"> <thead> <tr> <th data-bbox="1189 954 1487 1018">担当する区域における第1号被保険者の数</th> <th data-bbox="1487 954 2069 1018">人員配置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1189 1018 1487 1050">おおむね1,000人未満</td> <td data-bbox="1487 1018 2069 1050">前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 1050 1487 1114">おおむね1,000人以上2,000人未満</td> <td data-bbox="1487 1050 2069 1114">前項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 1114 1487 1197">おおむね2,000人以上3,000人未満</td> <td data-bbox="1487 1114 2069 1197">専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の前項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、このほかに藤沢市地域包括支援センター運営業務委託仕様書内では、この条例に定める人員に加え、事務員を委託者が積算した人数を配置するようにしております。(ただし、条例に定められたいずれかの資格を有する職員を委託者が積算した基準以上に配置する場合は、基準以上の配置人数の常勤換算人数分と事務員常勤換算人数分を同等にみなすものとしております。)</p>	担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準	おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の前項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人
担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準										
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人										
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)										
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の前項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人										

2	高齢化が進む中、地域包括支援センターの役割はますます重要になってくると思っております。相談や活動量に見合った職員配置がなされているか、相談件数の数値では格差があるように感じますが、検証等されているのでしょうか。	後藤委員	毎年度、各包括支援センターより職員配置を含めた運営に係る意見集約を行うとともに、事業評価を実施し運営体制や人員配置について現状把握を行うとともに、必要に応じて市からの支援を行っております。その中で、令和4年度には職員の配置数の見直しを実施したところではありますが、複雑な問題を抱えている世帯の支援や、高齢者人口の増加に伴い相談件数が増加していることから、引き続き職員配置について検証・検討していく必要があると考えております。
ご意見	包括支援センターは地域福祉における最前線です。民生委員としても支援への窓口として自治体内でも情報提供に努めております。	板原委員	

議題(2) 藤沢市介護保険事業の実施状況【資料2】

項目	質問等	質問者	回答
1	38ページ事故の種類別件数の表を見ると、相変わらず誤薬・落薬・与薬もれが多く、この表では死亡事故には至っていないようですが、市として何か指導・対策は取っておりますか。	田中(雅)委員	サービス提供中に発生した事故に関しては、事業者から、事故の経過、原因、再発防止策等を記載した報告書の提出を受け、市でも必要に応じて個別に聞き取りや指導等を行っています。 誤薬・落薬・与薬もれに特化した指導・対策等は現在行っていませんが、サービス提供中の事故防止について、引き続き、集団指導や運営指導の機会を捉え、事業者への指導を行っていくとともに、介護現場で起こりやすい具体的な事例等の共有に関しても、今後検討してまいります。
2	資料の1. 被保険者の状況において、高齢化比率が、R4年計画値25.4%に対して実績24.4%と1%の差があります。第9期の計画への分析と反映の考え方について教えてください。	清水委員	高齢化率は計画の推定値よりも実績が低い値ですが、平成28年～令和4年までの実績を見ると第1号被保険者と後期高齢者の割合、要支援・要介護認定者数は増加しており、今後の人口推計等からも引き続き増加が見込まれるため、在宅系サービスと居住系サービスの両方の整備を促進したいと考えております。
3	「第1号被保険者の計画値比較が、97.3%の乖離」とあり、「計画策定時の基礎データとした云々」が要因とありますが、この状況は今事業期が初めてではなく、継続的にあり得る要因ではないのでしょうか。これらを踏まえた基準などの検討はされないのですか。	清水委員	第8期介護保険事業計画の策定の際には、住所地特例対象者の人数を勘案し、第1号被保険者数を推計したのですが、計画値との乖離が生じたことから、第9期介護保険事業計画における第1号被保険者数の推計にあたっては、国立社会保障・人口問題研究所が示すデータ補正の考え方を踏襲し、「2022年度藤沢市将来人口推計」の推計人口に基づいた推計を行います。
4	10.. 事故報告の中で、「死亡19件の内、その他」が13件です。この中に、重要原因は、含まれていないことは確認されておりますか。	清水委員	重要原因の定義は難しいところですが、死亡に至った事例の発見に係る経過については、施設内での定期的な巡回等の際に利用者の異常に気づいたものが主なものです。

5	「4. 介護サービスの利用状況」について。 介護保険サービス内で受けられるサービスが足りず、自費でデイサービス等を利用している人の数を把握されているでしょうか？	板原委員	利用者の自費によるサービス利用については、区分支給限度額を超える利用のため自費利用となるケースと、介護保険適用外の内容のため自費利用となるケースが想定されますが、どちらも実数の把握はしておりません。
6	苦情・相談の具体例で、区分の中のプラン・サービス関係でケアマネ及び包括からの云々とありますが、サービス提供事業もあわせて情報共有のための資料提供は可能か？	中嶋委員	利用者に関する個別具体的な情報が含まれるため、運営協議会等の場では資料提供は控えさせていただきますが、主として介護保険サービス制度外のサービスを求めるなどサービス内容に不満があった場合に、「市へ報告する」旨の利用者の発言があった事例となります。

議題(3) 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの業務委託可能な居宅介護支援事業所の承認【資料3】

項目	質問等	質問者	回答
1		ご意見・ご質問等なし	

議題(4) 地域密着型サービス事業者等の指定等状況【資料4】

項目	質問等	質問者	回答
1		ご意見・ご質問等なし	

議題(5) 令和5年度地域密着型サービス事業所の整備・運営事業者の募集【資料5】

項目	質問等	質問者	回答
1	<p>19ページの地域密着型サービスのうち「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や「看護小規模多機能型居宅介護」について、サービス事業所の増加が利用者数・給付額の増加に繋がったと資料説明にありましたが、その状況で令和6年度中に開設するサービス事業所を整備・運営する事業者を選定することの目的は何ですか。</p>	田中(雅)委員	<p>「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「看護小規模多機能型居宅介護」につきましては、中重度の要介護高齢者の在宅生活を支えるためのサービスとして、第8期介護保険事業計画において、整備目標を定め、整備の促進を図っているところです。</p> <p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護は令和3年度に1事業所、看護小規模多機能型居宅介護は令和3年度に小規模多機能型居宅介護からの転換により2事業所が新たに開設しましたが、第8計画の整備目標には達していないため、今年度募集を行ったものです。</p>
2	<p>「応募無し」案件について、「その原因や背景」をどのように分析され、見直しを検討されておりますか。6月21日の計画策定委員会の中で、事業者から人材不足やスキル不足のご意見がありました。この領域への対応策の検討は必要ありませんか。</p>	清水委員	<p>応募・整備段階で計画が立ち行かなくなった事例として、土地の地権者との調整が難航したケースがありました。また、事業者からは、介護・看護職員の人材不足や雇用後に業務内容のイメージの不一致などにより定着しづらい状況もあることを聞き取りしており、人材不足も大きな要因の一つであると捉えています。</p> <p>これらの課題等を踏まえ、事業者がより応募しやすくなるよう、応募要項の見直しや応募要件の緩和等を今後検討してまいります。</p> <p>介護人材対策としては、介護未経験者の参入促進を図るため、「介護の入門的研修」を令和4年度から新たに実施しているほか、令和5年度から「介護職員初任者研修受講料助成」に係る補助対象者・補助内容の拡充を行っています。また、外国人介護職員の受入れに係る支援や、介護ロボット・ICTの導入による介護現場の生産性向上に係る支援等にも取り組んでいるところです。</p>
3	<p>整備をすすめる必要もあるかと思っておりますが、どのサービスをとっても人材不足は深刻化しております。今後さらに深刻化していく中で、なにか手立てはありますか？</p> <p>人員配置基準の緩和等も必要かと考えております。</p>	猪狩委員	<p>今後、高齢化が進行する一方、生産年齢人口の減少に伴い、全国的に介護人材不足が一層深刻化していくことが見込まれています。</p> <p>そのため本市としましては、介護人材の確保に向けて、介護未経験者の参入や外国人介護職員の雇用促進、介護ロボット・ICTの導入による、業務の効率化に向けた支援等に取り組んでいるところですが、現場においては、人材の確保が困難な状況が続いていることは認識しており、より効果的な施策に関して、事業所と意見交換等を行いながら、検討していきたいと考えております。</p> <p>なお、人員配置基準については、厚生労働省の給付費分科会において、介護ロボット・助手等の導入による基準の緩和が検討されているところですが、慎重な意見も多く、本市としては、引き続き国の動向を注視してまいります。</p>

議題(6) 第1回高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会の報告等【資料6ーア～ウ】

項目	質問等	質問者	回答
1	6月21日の計画策定委員会の資料の中で、高齢者関係と介護保険関係の調査において設問内容に不一致があり、分析に不十分と思われる項目がありました。新たな計画策定に対して介護保険サイドとしては、どのように対応を考えられていますか。	清水委員	要介護・要支援認定の有無や設問内容の違いなどにより、集計結果を比較すると差異が生じる状況となりましたが、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画でそれぞれ必要な情報が収集できたものと考えております。 差異が生じた内容については、身体等の状況が重度化した場合の状態像の変化やニーズの把握ができる参考資料として考え、関係各課と共有し計画策定に活用してまいりたいと考えております。
2	【資料6ーイ】③介護人材実態調査について「4(4)訪問介護の実態」における「その他生活援助」について、有償ボランティア等で代替するとのことであるが、具体的にどのようなサービス内容を指すかご教示いただきたい。	鈴木委員	介護給付費削減という観点からは、一般的に認知されている家事代行サービス等をはじめ、いわゆるインフォーマルサービスの活用が期待されると考えております。
ご意見	サービス提供事業者は、人材確保ができないところが廃止につながっております。人材は、紹介・派遣事業所にあふれるほどかかえておりますので、ここにメスを入れなくてはなりません。	中嶋委員	